

平成 2 5 年 9 月 6 日
日本原子力発電株式会社

原子力規制委員会への
「検証に関する申立て」に関する要請文書の提出について

当社は、平成 2 5 年 7 月 1 6 日に行った異議申立てに関連して、「検証に関する申立て」（7 月 2 3 日付）について、本日、添付の文書を提出し、検証の早期実施を要請しましたので、お知らせいたします。

○添付資料

平成 2 5 年 7 月 2 3 日付「検証に関する申立て」に関する要請について

以 上

平成 2 5 年 9 月 6 日

原子力規制委員会

委員長 田中 俊一 殿

異議申立人 日本原子力発電株式会社

代表者 取締役社長 濱田 康男

代表者 取締役副社長 増田 博

代表者 取締役副社長 市村 泰規

平成25年7月23日付「検証に関する申立て」に関する要請について

当社は、平成 2 5 年 7 月 1 6 日付で貴委員会に提出した異議申立書（平成 2 5 年 7 月 2 9 日付で一部補正）に関し、同年 7 月 2 3 日付で、行政不服審査法第 4 8 条によって準用される同法第 2 9 条第 1 項の規定に基づいて別添のとおり検証の申立てを行いました。

当該申立て後 1 か月以上を経過しましたが、これまでのところ、貴委員会から当該申立てに基づく検証の実施に関して何ら連絡をいただいております。

つきましては、当該申立てに基づく検証の速やかな実施に向け、所要の調整を早期に開始されるよう要請します。

以 上

平成 25 年 7 月 23 日

原子力規制委員会

委員長 田中 俊一 殿

異議申立人 日本原子力発電株式会社

取締役社長 濱田 康男

検証に関する申立てについて

平成 25 年 7 月 16 日付で当社が貴委員会に提出した異議申立書に添付した平成 25 年 7 月 11 日付「敦賀発電所 敷地の地質・地質構造 調査報告書」の内容に関連する場所を速やかに検証するよう、行政不服審査法第 48 条によって準用される同法第 29 条第 1 項の規定に基づいて申し立てます。

併せて、当該検証に関する具体的な日時・場所等を、貴委員会・当社間で速やかに調整することを求めます。

以 上